

## 【行政訴訟に奔走】

今回は明治42年の『須永元日記』を取り上げます。

当時、須永は経済的には恵まれてはいなかったようですが、韓国問題には相変わらず関心を持ち、伊藤博文の統監政治に対する不満を日記に綴っています。そんな中、対外硬派として同志だった国友重章と恒屋盛服が死亡しました。一方、須永は当時、ある行政訴訟に関わっていました。茨城県猿島郡八俣村大字東山田（現古河市）と同郡逆井山村（現坂東市）の国有林を巡る下渡請求訴訟です。八俣村はその後、合併で三和町となり、現在は古河市です。逆井山村は猿島町を経て現在は坂東市です。

当時、全国各地では地租改正の際に官有地とされた山林原野などを地元の農民らの所有に戻すよう農商務省に求める行政訴訟が各地で展開されていました。

旧憲法下、行政訴訟は一般の裁判所ではなく、行政裁判所という今はない特殊な裁判所で扱われていました。この行政裁判所は東京に一か所あるだけで、しかも一審制でした。行政法学の第一人者で元最高裁判所判事の藤田宙靖さんは『行政法入門 [第7版]』（有斐閣、2021年補訂）でこの行政裁判所にふれ、「裁判所、の名は持っているものの、じつは組織法上むしろ行政組織の一部をなしていた機関で、その組織のあり方、手続のあり方などを見ても、とても、ほんとうの意味での中立・公正な裁判所であるとはいえないようなもの」と指摘してい

ます。

八俣村大字東山田の住民らは訴訟の解決を須永に一任しました。須永に弁護士資格があったとは思えず、今なら弁護士法で禁じる「非弁行為」の疑いがかかるところですが、須永は大物弁護士の原嘉道と同じく弁護士の播磨辰治郎に協力を求め、自ら現地にしばしば通い、江戸時代の古文書・古記録などの証拠を丹念に集めました。争点は、「御林」と当時の記録等にある当該地の所有権が官民のどちらにあるのかを巡るものでした。

三和町史編さん委員会編『三和町史 通史編 近現代』（三和町、2001）によると、八俣村会は1904年7月に行政訴訟の提起を決め、「弁護士の依頼や訴訟準備行為の一切を代行してくれる人物を選ぶこととなり、初見敬二郎と増田吉松の二人にそれら事務の一切を委任した。そして村会の翌日、須永元という人物と成功報酬金や法廷代理人選定などを含む契約書を締結したのである」としています。

三和町史編さん委員会編『三和町史 資料編 近現代』（三和町、1994）にも「下戻申請ノ件ニ関シ証拠ノ蒐集追申書ノ起草其他一切ノ行為ヲ東京市須永元ニ依頼シ報酬契約ヲ為スノコトヲ初見敬二郎増田吉松ニ委任シタリ」とあります。

初見敬二郎は地元選出の衆院議員で、この問題の解決に努力しました。増田吉松

は村政の発展に尽くした古老で、地元ではその功績をたたえる「増田吉松翁頌徳碑」が建てられています。

須永研究の先駆者、藤沼博さんの「須永元と『須永文庫』一統稿一」（『史談 会報 第2号』安蘇史談会、1986）によると、須永は明治37年7月、本籍地を佐野から東京に移しました。「東京市須永元」とあるのはそのためでしょうか。明治42年の『須永元日記』を読むと、この頃の須永は訴訟の資料収集などのため現地近くに宿泊したり、経営していた下都賀郡桑村喜沢（現栃木県小山市）の農園で日常生活を営んでいたりしたようです。佐野の実家に帰ることもありました。

### 【勝訴したもの…】

両方の裁判は5月13日付で原告勝訴が言い渡されました。判決理由は「係争地ハ御林ノ名称アルモ、純粹ナル官營ノ森林ニアラズ。単ニ其名称ヲ仮リタルモノ。従テ之ニ対スル大小野錢ハ被告主張ノ如ク毛上税ニアラズシテ土地ニ対スルモノト認ムルヲ相当トスレバ、原告請求ハ理由アリト認ム」（『三和町史 資料編 近現代』。適宜句読点と濁点をつけた）としています。

高額報酬金が約束されていた須永は帰省して両親に喜びを報告しました。須永はこの十年の不振を吹き飛ばし、「一家之基礎、亦当全也」と記しました（5月15日付）。

しかし、これですべてが終わったわけではありませんでした。所有権の登記などに時間がかかり、周囲から責められた須永は「是農商務省所属官吏之罪也」（7月16日付）と不満を漏らしています。

登記の問題が解決したことを聞いたのは8月10日でした。日記には「宣告後、殆九十日。官庁之緩慢、一何到于此乎」とあきれいています。

15日に東山田大字総代会は須永への報酬金などを議決、八俣村会と猿島郡参事会の決定を待つだけになりましたが、登記の遅れが災いして報酬支払の最終決定は持ち越しとなりました。

一方、逆井山村の訴訟に絡み、面識のない個人が突然須永のもとを訪れ、この件は自分も関わったから若干の金を与えてほしいと懇願してきたこともありました。（8月6日付、9月27日付）

また、詳細を知らされていなかった逆井山村民32人が村長のもとを訪れる騒ぎも起きました（10月10日付）。こうしたことも影響したのでしょうか、須永は報酬金をすんなりと受け取れたわけではありませんでした。猿島町史編さん委員会編『猿島町史 通史編』（猿島町、1998）は「あまりの高額さに村民や議員の一部に異議を唱える者も現れ、明治四十四年には報酬金減額や契約無効を主張する決起大会が開かれた」「村行政もこの意向に傾き、報酬額の○%以上の減額成功した」と書いています。ただ、立木の売却金で報酬を支払う

用意は出来ていたということです。

### 【苦境を脱する】

それでも二件の勝訴で須永は経済的苦境から脱する見込みがつき、「家運回復、可知也」（11月10日付）と日記に書いています。この年の日記は翌11月11日が最後で、その後昭和に入るまで日記がないので須永がいつ報酬を手に出たのか分かりませんが、『三和町史 通史編 近現代』などによると、東山田では勝訴を受けて立木を公売し、訴訟費用の全額を支払い、須永との契約を解消しました。地元では、この勝利を受けて「東山田郷有林記念碑」をたてました＝**写真**。今は古河市指定文化財になっています。市のHPは「地方自治の歴史上特筆すべき訴訟であり、この碑はそのことを後世に伝える貴重な遺産である」としています。



## 【小曾戸区は敗訴】

須永日記に載る同種訴訟は、このほかにもいくつかありました。須永の関与の程度は不明ですが、『山林公報 第十七号』（農商務省山林局、1909）によると、猿島郡岡郷村大字上大野字大松山（現古河市）の訴訟も原告の住民が勝訴しました。

しかし、敗訴もありました。栃木県安蘇郡葛生町大字会沢字小曾戸区（現佐野市）の訴訟です。これも原嘉道が弁護士としてつきましたが、須永に勝訴の見込みが薄いことを事前に伝えていました。他の有望な裁判にも影響があるということで、須永には暗に撤退を求めているようにも受け取れます。

「訪原嘉道。曰、小曾戸之件、或想難制勝。宜休牽強付会之論、以可任運命。若不然、其言論或及他所有望事件、害判事之心証。其不利不尠也」（2月1日）と日記にあります。

その後、須永がどう判断したのかは不明ですが、裁判は2年後の明治44年3月1日付、原告敗訴が言い渡されました（『山林公報 第五号』農商務省山林局、1911）。

日記をみる限り、須永は勝訴した二件ほどには熱を入れていなかったようですが、43～44年の日記がないため須永が実際に小曾戸の裁判にどのように関わっていたのかは不明です。自治体史にも記載を見つけることはできませんで

した。

### 【伊藤の統監政治を批判】

一方、韓国問題とはつながりを持っていました。

同志の望月龍太郎からは韓国統監府にいる日本人から聞いた話として、現地では日本人を排斥する気風が蔓延する一方、統監府が金を使って新聞通信員に韓国の無事を装わせていると書いています（2月9日付）。

また、衆院議員で対外硬の立場だった大竹貫一は伊藤を議院で攻撃するため、須永に助力を求め、須永は同意しました。（2月20日付）。須永を訪れたある帰国者は「伊藤統監之政治失其正鵠。日本官吏、皆化韓吏之風、日本之勢力有退歩之傾向」（2月25日付）と批判しています。このほかにも、この年の日記には伊藤博文に対する不満が多く見られます。

よく知られているように伊藤はハルビンで暗殺されました。須永は10月27日の日記などでこの件に触れています。

### 【盟友の死】

しかし、韓国で行動をともにするなどした同志二人が死亡し、須永に悲しみを与えています。7月10日付の日記には「訪恒屋盛服。々々病漸重。満面水腫、如別人」「余存汽車賃若干。餘尽贈之恒屋」と記しました。須永は経済的には苦しくとも友人を援助する気持ちは終生持ち続けました。結局、恒屋盛服は19日に死亡しました。

また、同20日付の日記には国友重章の葬儀に参列したことが記されています。

「重章始交於漢城、爾来十五年、常以對外之硬論、意氣相投、今溘焉病没。哀哉」。

翌21日に恒屋の弔問に訪れたところ、韓国人の夫人が応対しました。

「盛服二十餘年之知己（ママ、己）、皆拋与朴泳孝之交也」と交友の始まりを振

り返っています。さらに「盛服再昨秋、臥病、家無餘貲、纔（カ）得知人之補助、

凌飢、以故医薬屢不供、貧苦之中、病没。可痛哉」と旧友の死を悼んでいます。

2025年1月26日 広沢有久

須永文庫資料研究室のアドレスは <https://sano-haku.com/sunaga-bunko/>

※昨年12月18日に3回目を修正しました。